

第7回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年10月14日(火)
全員協議会終了後
議事堂 201委員会室

1 検討会委員提案に基づく討議について

2 その他

添付資料

資料1 各論点に対する検討会委員意見

資料2 三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見について

各論点に対する検討会委員意見

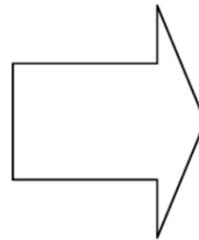
第3条に関する論点◇1

		論点◇1 リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする県の義務規定を見直すべきかどうか。 【条例の規定の改正に関して】
見直すべき(3)	竹上委員	○義務規定を見直すべき。
	野田副座長	○努力規定に戻す。
	萩原委員	○リサイクル産業の中に、大企業を入れるべきでない。あくまで中小企業のリサイクルに限定すべきことを規則等で明記することが必要だと思う。
見直すべきではない(8)	杉本委員	○環境問題が、地球規模で人類全体で取り組むべき緊急かつ重要課題である以上、条例の目的達成にむけて、現段階では、義務規定を見直すべきではないと考える。
	北川委員	○現状のままでよい。県の積極的な姿勢を引き続き堅持すべき。
	日沖委員	○見直すべきでない(現行のまま)
	西塚座長	○現行どうり
	服部委員	○見直すべきではないと考えます。
	中嶋委員	○現状のままで見直す必要はない。 但し、資源有効利用促進法との関係や特別管理廃棄物は原料として利用していないなど認定基準の議論とリンクさせて検討したい。 <参考>資源有効利用促進法第9条(地方公共団体の責務) 「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。」
	森本委員	○努力規定では利用推進につながらないので義務規定とする。但しフェロシルトの問題もあり、不備を補う対応策を検討する必要がある。
今井委員	○見直さなくても良いと思う。	

第6条に関する論点◇1

I. 特別管理廃棄物に関する規定について【条例の規定の改正に関して】

		論点◇1 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工された製品は、リサイクル製品から除くことを、 <u>条例の規定において明記すべきか。</u>
条例の規定に明記すべき(9)	杉本委員	○これまでの経過により、三重県においては、製品の安全性確保に関しては、県民にわかりやすいよう、しっかりと条例に明記すべきである。安全性への信頼なくして、利用促進は図れない。
	北川委員	(明記すべき)
	日沖委員	○明記すべき。
	服部委員	○条例の規定明記をするべきと考える。
	野田副座長	(明記すべき)
	中嶋委員	○条例の規定で明記し、岐阜県方式で品質、安全性等に関する規定も盛り込む。 なお、特別管理廃棄物を無害化した場合に利用可能とするかについては今後の検討課題として引き継ぐこととする。
	森本委員	○条例の条文でリサイクル製品から除外し、無害化したものであっても認めない方が安全なのではないか。
	萩原委員	○特別管理廃棄物や放射線を含む廃棄物はリサイクルすべきではないし、条例で明確に規定すべきである。
	今井委員	○案1が良いと思う。
条例の規定に明記すべきではない(2)	西塚座長	○規則でよい ○安全性が確認できればリサイクル製品と認めてもよいのではないか。
	竹上委員	○執行部がすべきもの。

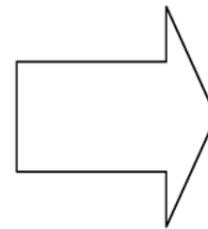


		◇1-1 条例の規定において明記する場合 案1： 特別管理廃棄物に関する規定のみ明記するのはバランスを欠くので、例えば秋田県、岐阜県の各条例のように品質、安全性等に関する他の規定もすべて、規則ではなく条例の条文において明記すべきか。 案2： 条例の条文等において原則としてリサイクル製品から除くこととし、 <u>無害化したとリサイクル製品認定委員が認める場合等は、例外として認める方法を設けておくこととすべきか。</u>
案1に賛成(5)	杉本委員	○(案1) 特別管理廃棄物の他、品質、安全に関する規定を条例に明記する ○(案2) 専門的な知識がなく、現段階で判断できない。専門家の意見を聞いた後、判断したい。
	中嶋委員	○条例の規定で明記し、岐阜県方式で品質、安全性等に関する規定も盛り込む。 なお、特別管理廃棄物を無害化した場合に利用可能とするかについては今後の検討課題として引き継ぐこととする。(再掲)
	森本委員	○条例の条文でリサイクル製品から除外し、無害化したものであっても認めない方が安全なのではないか。(再掲)
	萩原委員	○案1に賛成。
	今井委員	○案1が良いと思う。
案2に賛成(4)	北川委員	○案2が妥当と考える。
	日沖委員	○案2 第三者的に責任ある担保ができれば・・・
	服部委員	○案2のように例外として認める方法
	野田副座長	○案2でよい。

第6条に関する論点◇2

II. 再生資源等の混入割合について【条例の規定の改正に関して】

		論点◇2 リサイクル製品の認定の要件として、 <u>県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定すべきか。</u>
規定すべき(9)	杉本委員	○規定すべき。
	北川委員	(規定すべき)
	日沖委員	○(認定委員が合理的に整理・判断ができるものなら)規定すべき
	西塚座長	○規定すべき
	服部委員	○規定すべきと考えます。
	中嶋委員	○混入割合について、質量比で県内資源の利用率を製品ごとに規定する。その割合については認定委員会の意見を踏まえたうえで規則または要綱で規定することとする。
	森本委員	○県内発生廃棄物に限定しなければ他県の廃棄物が大量に持ちこまれることになる。
	萩原委員	○原則として県内発生の廃棄物に限定すべきである。
	今井委員	○規定すべき
規定すべきではない(2)	竹上委員	○執行部がすべきもの。
	野田副座長	○すべきでない。現状維持でよい。



		◇2-1 県内で発生する廃棄物を一定割合以上含むことを規定する場合 個々の製品ごとに、質量、体積等で、一定以上の割合を含むことを規定することとなるとみられるが、 <u>条例で規定すべきか。あるいは規則等で規定すべきか。</u>
規則等で規定すべき(8)	杉本委員	○個々の製品については、規則等で規定する。
	北川委員	○規則等で規定すべき。
	日沖委員	○規則でよいと思います。
	西塚座長	○規則でよい
	服部委員	○規則で規定する。
	中嶋委員	○混入割合について、質量比で県内資源の利用率を製品ごとに規定する。その割合については認定委員会の意見を踏まえたうえで規則または要綱で規定することとする。(再掲)
	森本委員	○規則で規定すればよい。
	萩原委員	(意見なし)

第6条に関する論点◇3

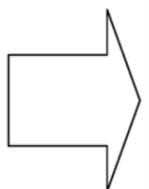
Ⅲ. 肥料、堆肥等に関する基準について【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

		論点◇3 土壌と接するものについては、「土壌汚染に係る環境基準について」（環境庁告示）の別表に定める項目が適用されているが、たとえ土壌と接するものであっても、 <u>製品の用途が肥料又は堆肥等であれば、肥料取締法に基づく基準（公示規格）を適用すべきか。</u>
適用すべき（8）	中嶋委員	○製品の用途が肥料又は堆肥等であれば、肥料取締法に基づく基準（肥料取締法（昭和二十五年法律百二十七号）第三条第一項に基づく公示規格）を適用すべきであり、その利活用を促進することが重要だと考える。
	北川委員	○適用すべき。
	日沖委員	○適用すべき
	西塚座長	○用途が限定されており、肥料取締法の基準を適用すべき
	服部委員	○適用すべきと考えます。
	森本委員	○関係法令をすべて適用すべきである
	萩原委員	○適用すべきである。 その監視、チェック体制の強化が必要。
	今井委員	○適用すべき
適用すべきではない（2）	杉本委員	○基本的には、安全性に関する基準は切り下げるべきではないと考えるが、専門的な知識がなく、現段階で判断できない。専門家の意見を聞いた後、判断したい。堆肥、肥料の利用推進については、別途検討する必要がある。
	竹上委員	○執行部がすべきもの。
	野田副座長	（意見なし）

第6条に関する論点◇4

IV. 溶出試験について【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

		論点◇4 溶出試験の在り方について、見直しを行うべきか。
見直しを行うべき(6)	杉本委員	○この際、溶出試験のあり方について、検討を行う。但し、品質、安全性の確保が切り下げられてはならない。
	北川委員	(見直しを行うべき)
	西塚座長	(見直しを行うべき)
	服部委員	○見直すべきと考えます。
	中嶋委員	○溶出試験のあり方を見直す。
	萩原委員	○国の基準があるとはいえ、認定委員の先生も認められたように条件が変わると溶出する危険性がある。疑わしきは排除する立場を明確にすることが大事である。
見直しを行うべきではない(4)	日沖委員	○(認定委員が問題視していなければ)見直す必要はない [専門的なことなので判断がつきません]
	竹上委員	○執行部がすべきもの。
	野田副座長	○現状でよい(専門的な判断で対応?)
	今井委員	○現行で良いと思う
	森本委員	(意見なし)



		◇4-1 溶出試験の在り方について見直しを行う場合 新規の申請時と更新申請時とでそれぞれ必要な項目の試験を行うこととし、 <u>一律の項目の試験を行うことの見直しを図るか。</u>
一律の見直しを図るべき(4)	杉本委員	○検討する。但し、品質、安全性の確保が切り下げられてはならない。
	北川委員	○見直しを図るべき。
	服部委員	○一律の項目の試験の見直しをする。
	中嶋委員	○新規の申請時と更新申請時とでそれぞれ必要な項目の試験を行うこととし、 <u>一律の項目の試験を行うことの見直しを図るべき。</u>
	萩原委員	○申請のサンプルと、実際のリサイクル製品の違いをチェックできるのか。その監視は?
	西塚座長	(意見なし)

		◇4-2 溶出試験の在り方について見直しを行う場合 現行の試験項目に加えて、例えば銅、六価クロム以外のクロム等他の項目について必要なものを加えるよう検討すべきか。あるいは、 <u>不必要な項目の試験を課しているのではないかなど削除を含めて検討すべきか。</u>
不必要なものを整理し検討すべき(6)	杉本委員	○検討する。但し、品質、安全性の確保が切り下げられてはならない。
	北川委員	○銅、クロム、溶融性アルミニウム等について追加を検討すべき。
	西塚座長	○必要なもの、不必要なものを整理し直す。
	服部委員	○項目について必要なものを加え、不必要な項目の試験について削除を検討する。
	中嶋委員	○現行の試験項目に加えるべきもの、あるいは不必要なものを学識経験者の意見を踏まえ改めて検証しなおす。
	萩原委員	○必要なものは当然加えるべきであると考ええる。銅、クロムなども加えるべきだ。

第6条に関する論点◇5

V. 耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者に政治家が役員等関与している場合の取扱い等認定基準の見直しについて【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

		論点◇5 耐久性、地域環境の観点、中小企業によって生産されたものであること、製品認定を受けようとする者（企業等）に政治家が役員等として関与していないこと等を、 <u>リサイクル製品の認定基準として新たに設けるべきかどうか。</u>
新たに設けるべき (4)	西塚座長	○耐久性について、一定の基準を設けるべき
	竹上委員	○地域環境と地球環境のどちらかにウエイトを置くべきか？ 例えば、現在リサイクル製品に認定している間伐材などは、大きくカーボンを固定化することが環境に対して良い影響を与えていますが、広く環境を考えた場合、土砂流出や河川の濁りにも良い影響を与えています。 県として環境に良いものをどうとらえるか？ということで、もっと言うと、例えば、ディーゼルエンジンは地域環境にNo xやPMなど悪影響を与える場合があるが、地球環境的に言えばガソリンエンジンよりも良い影響を与えるような具合に相いれないものの中にはあるように思います。 地域環境にもう少しウエイトを置いた方が良いでしょうと思います。
	萩原委員	○当然のこととして明記すべきである。文章はむづかしいかもしれないので、政治家については倫理規定とのかかわりで正すべきか？
	今井委員	○設けるべき
新たに設けるべき ではない(6)	杉本委員	○リサイクル製品の新たな認定基準とはしない。
	日沖委員	○設ける必要はない（製品の信頼性がしっかりしていればよい）
	服部委員	○政治家が役員として関与してはいけないのが当然であるので、あえて認定基準には設けなくて良いと考える。
	野田副座長	○なし
	中嶋委員	○見直しの必要はない。 耐久性については現状において大きな問題がないのであれば利用状況を踏まえた今後の検討課題でいかがか。 地域環境の視点は県内廃棄物の配合率を認定基準にすることで満たされる。 中小企業によって生産されたものであることや政治家の関与については、別途中小企業振興の観点からの取組や口利き防止条例など別の規定があることから本条例に新たに盛り込む必要はないのではないかと考える。
	森本委員	○政治圧力を排除する姿勢を明確にし、認定基準として設ける必要がない
	北川委員	(意見なし)

第7条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 認定委員からの意見聴取について、<u>認定委員会を組織し、それぞれの専門分野の意見を踏まえた上で認定の適否について意見をのべることとすべきか。</u> 【条例の規定の改正に関して】</p> <p>※ これについては、現行は条例の運用において、認定委員会を設置し、合議の上委員会の意見を述べることとなっている。しかし、条例の規定においては、「認定委員の意見を聴く」となっており、すなわち個別の意見聴取等でもよいということになっている。</p>
委員会を組織し、認定委員会から意見を聴くべき (6)	杉本委員	○認定委員会を条例に規定する。現行の条例は、認定審査過程が不明確である。
	服部委員	○認定の適否について認定委員会の方々の意見を個別ではなく、全体の意見を聴く。
	野田副座長	○認定に遅延が生じることのない様にして、専門分野の意見を踏まえることを規定する。
	中嶋委員	○認定委員会は合議によることを条例で明記すべきである。 このことによって、認定機会の頻度は減少してしまうが合議による情報の共有などによって認定の精度向上も期待できるのではないか。
	森本委員	○認定委員会を設置して合議の上で認定すべきである（全体会議を重視する）
	今井委員	○するべきであると思う
現行の運用でよい (3)	北川委員	○現行の中の運用で十分対応可と考える。
	日沖委員	○必要ないと思います。
	西塚座長	○現行の運用でよい
	竹上委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第7条に関する論点◇2

		論点◇2 認定委員の関与の範囲について見直すべきか。 【条例の規定の改正に関して】
見直すべき(8)	杉本委員	○関与の範囲を見直す。
	北川委員	(見直すべき)
	日沖委員	○見直すべき
	服部委員	○見直すべきと考えます。
	野田副座長	(見直すべき)
	中嶋委員	○見直すべきである。
	萩原委員	(見直すべき)
	今井委員	○見直すべき
見直すべきではない(1)	西塚座長	○現行どおり ○(取消等検証過程にも関与)すべきでない
	竹上委員	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)



		◇2-1 認定委員の関与の範囲を見直す場合 認定委員は <u>是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとすべきか。</u> 【条例の規定の改正に関して】
取消等検証過程にも関与すべき(8)	杉本委員	○是正又は改善の勧告、取消等検証過程にも関与することとする。
	北川委員	○関与すべき。
	日沖委員	○すべき
	服部委員	○是正または改善勧告、取り消し等にも関与するべきと考えます。
	野田副座長	○◇2-1で検討
	中嶋委員	○認定製品の是正または改善の勧告はもっぱら知事の権限のままとすることが望ましいが、取消等の検証過程には委員会が関与してもよいのではないかと(消極的見直し論)。
	萩原委員	○当然関与すべきだと思う。しかし、そうなるともっと認定委員が会合を開くべきで忙がしくなる面もある。
	今井委員	○検査も含め関与すべきと思う

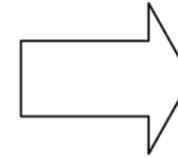
		◇2-2 認定委員の関与の範囲を見直す場合 認定リサイクル製品の利用推進についてなど知事の諮問に応じて意見を述べる <u>ことができる</u> とすべきか。 【条例の規定の改正に関して】 リサイクル認定委員会は、例えば製品の <u>コストパフォーマンス</u> についての評価、商品開発や販売に関して企業にアドバイスするなど、その役割を拡大すべきではないか。
利用推進について意見を述べる <u>ことができる</u> とすべき(4)	北川委員	○利用推進についても意見すべき。
	日沖委員	○すべき
	服部委員	○意見を述べるようにするべきです。
	中嶋委員	○見直し範囲は認定リサイクル製品の利用推進(促進)について知事の諮問に応じて意見を述べることは入れるべきであり、そのための学識経験者などを委員として任命できるよう運用を見直す。
	今井委員	○必要ないと思います
利用推進について意見を述べる <u>ことができる</u> とすべきではない(1)	杉本委員	○リサイクル製品の利用推進委員及び推進委員会は、別途認定、設置してはどうか。そこに、認定委員が含まれることは可。
	野田副座長	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

※リサイクル認定委員会の役割を拡大すべきではないかについて

役割を拡大すべきではない(1)	服部委員	○拡大すべきではないと考えます。
-----------------	------	------------------

第7条に関する論点◇3

		論点◇3 認定委員の人選等委員構成を見直すべきか 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
見直すべき(4)	北川委員	(見直すべき)
	日沖委員	○見直すべき
	森本委員	○認定委員は多忙で委員会に出席しない人は選定しない。
	萩原委員	○認定委員の中に、例えば弁護士や産廃問題などで住民の側に立っている学者、専門家を入れるべきである。 住民に信頼される認定委員でないと問題が必ずあとから出てくる。
見直すべきではない(3)	服部委員	○見直す必要はないと考えます。
	野田副座長	○専門家の意見を踏まえれば現状
	今井委員	○必要ないと思います 広報啓発で検討すべき
	杉本委員	○認定委員の関与の範囲について見直しの後、検討する。
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	中嶋委員	(意見なし)



		◇3-1 認定委員の人選等委員構成を見直す場合 商品開発や販売に関して企業にアドバイスできる者、製品をコストパフォーマンスの観点から評価できる者等を加えるべきか 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】
加えるべき(2)	北川委員	○加えるべき。
	日沖委員	○加えるべき
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇1

		<p>論点◇1 虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、<u>虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか。</u></p> <p>【条例の規定の改正に関して】</p>
罰則を科すべき(4)	杉本委員	○三重県では、「立ち入り検査等による申請内容の確認」「生産予定者の生産等開始の確認」を認定審査等実施要領で規定している。にもかかわらず虚偽の申請を行ったものは、悪質であり、罰則を科すべき。そのことが、県の認定する製品への信頼、利用推進につながる。
	服部委員	○罰則を科すべきと考えます。
	中嶋委員	○第8条第1項を「製品認定を受けようとする者は、 <u>善意かつ正確な内容のもとで、規則の定めるところにより、知事に申請しなければならない。</u> 」と申請時の義務条件を付加し、これに反する申請をした場合の罰則規定を科す。
	萩原委員	○罰則規定はもうけるべきだと思う。
罰則を科すべきではない(6)	北川委員	○必要ない。
	日沖委員	○現段階では科すべきとは判断できない。
	西塚座長	○科すべきでない。
	野田副座長	○別途規定する
	森本委員	○何らかの形で虚偽の申請した者に対する処置は必要である
	今井委員	○必要ないと思う
	竹上委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇2

		論点◇2 認定リサイクル製品の表示について、見直しを行うべきか。 【条例の規定の改正に関して】
見直しを行うべき (5)	杉本委員	○利用推進のため、表示を義務づける。 ○「品質・安全性の保証」「循環型社会構築への寄与」などが利用者により理解しやすいものに変更する。
	北川委員	○より県民に周知がしやすいものに見直すべき。
	日沖委員	○行うべき もっと目に止まりやすいインパクトあるものに
	中嶋委員	○他県も参考にしながら検討してもよいが、製造業者や利用者のコストパフォーマンスを十分配慮した上で過度の負担にならないようならば導入してもよい。
	今井委員	○条例には関係無いがマークは再検討
見直しを行うべきではない(1)	西塚座長	○現行どおり
	服部委員	○どちらとも言えない。
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

第8条に関する論点◇3

		<p>論点◇3 製品の 카테고리 を明確化して、そのカテゴリごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくすべきかどうか。 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
申請しやすくすべき（7）	杉本委員	○可能であれば、申請しやすくすべき。
	北川委員	○前向きに検討すべき。
	日沖委員	○できるものであれば するべき
	西塚座長	○申請しやすくする方法を検討。
	服部委員	○わかりやすく告知し申請しやすくすべき。
	中嶋委員	○技術的、組織的に対応可能ならば申請をしやすくするために有効だと考える。
	今井委員	○出来る限り分かりやすくすべきと思う
	竹上委員	（意見なし）
	野田副座長	（意見なし）
	森本委員	（意見なし）
	萩原委員	（意見なし）

第8条に関する論点◇4

		<p>論点◇4 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、若しくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示すべきかどうか。 【条例の執行又は運用についての申入れに関して】</p>
提示すべき (6)	杉本委員	○安全性、耐久性を、利用者に明確かつ簡潔に提示することが可能か？可能であれば、提示する。
	北川委員	○前向きに検討すべき。
	日沖委員	○できるものであれば するべき
	服部委員	○明確に提示すべき。
	中嶋委員	○技術的、組織的に対応可能ならば申請をしやすくするために有効だと考える。また、小規模事業者が申請や定期的な検査をする場合の助成制度も提案してはどうか。
	今井委員	○提示すべき
	西塚座長	(意見なし)
	竹上委員	(意見なし)
	野田副座長	(意見なし)
	森本委員	(意見なし)
	萩原委員	(意見なし)

事 務 連 絡
平成 2 0 年 1 0 月 1 4 日

議員提出条例に係る検証検討会
各 委 員 様

座長 西塚 宗郎

三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に係る意見について(依頼)

次回の検討会では、引き続き、検討すべき論点ごとに委員間討議を行いたいと考えています。つきましては、論点についての各委員の意見を別紙 1 にご記入の上、10月21日(火)までに、下記の方法で、議会事務局へ提出いただきますようお願いします。

意見の記入に当たっては、その意見を持つ理由も合わせて、わかりやすくご記入いただくようお願いします。

なお、すでに、すべての論点についての意見を提出いただいた委員も、さらに理由を記入して提出いただくよう重ねてお願い申し上げます。

いただいた意見は、次回の検討会資料といたします。

記

- 1 電子メールの場合 itouh21@pref.mie.jp 又は gikaik@pref.mie.jp
- 2 F A X の場合 0 5 9 - 2 2 9 - 1 9 3 1
- 3 郵送の場合 〒 5 1 4 - 8 5 7 0 津市広明町 1 3 番地
議会事務局企画法務課 あて

(事務担当)
議会事務局企画法務課
原田、伊藤(寿)、水谷
電話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 7 7
FAX 0 5 9 - 2 2 9 - 1 9 3 1

議員提出条例に係る検証検討会における三重県リサイクル製品利用推進条例の検証に関して、各論点に対する意見について（第10条関係以降）

次回開催する検討会の討議資料としたいと存じますので、論点についての意見をご記入いただき、10月21日（火）までに、議会事務局へ提出してください。

委員名（ ）

第10条 論点

1 現在認定されているリサイクル製品の認定の適否を再度検証すべきか【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

なお、現在すでに以下の対応が採られている。

・すでに認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第10条及び条例施行規則第15条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出。

・県は、年に一度、条例第16条に基づき、認定生産者に立入検査を実施。

意見：
理由：

2 認定の取消事由を見直すべきか。

すでに、条例第10条第1項の規定により、偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるときは、知事は当該認定を取り消さなければならないとなっている。さらに取り消さなければならない事由を設けるべきか。【条例の規定の改正に関して】

意見：
理由：

3 取消にあたって、リサイクル製品認定委員の意見を聴取することとすべき

か。【条例の規定の改正に関して】

意見：

理由：

第 11 条 論点

- 1 認定されたりサイクル製品について、認定された条例第 8 条に基づく申請のとおり生産されたものか、及び条例第 11 条に基づく品質等管理計画どおり生産されたものか、の確認は、現行の規定を遵守することで十分か。あるいは、さらに充実させることが必要か。

意見：

理由：

1 - 1 さらに充実させることが必要な場合

案 1：どのような観点から、認定されたりサイクル製品の品質及び安全性等に関する確認を充実するか。【条例の規定の改正に関して】

なお、現行の規定により、すでに、認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第 10 条及び条例施行規則第 15 条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出することとされている。

意見：

理由：

案 2：立入検査に関する規定を強化することにより、確認を充実させるか【条例の規定の改正に関して（第 16 条において議論）】

意見：

理由：

- 2 認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して義務を課すべきか。【条例の規定の改正に関して】

意見：

理由：

第15条 論点

- 1 県が、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入することの徹底を図るべきか。あるいは、県による認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃するか。

意見：

理由：

- 1 - 1 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の徹底を図る場合
認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入を義務付ける旨を、工事仕様書に明記するよう、申し入れるべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

意見：

理由：

- 1 - 2 認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃する場合
県は、リサイクル認定製品の優先的な調達義務を負わないこととし、調達に当たっての選択は任意とするか。【条例の規定の改正に関して】

意見：
理由：

第16条 論点

1 認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保し、認定生産者による虚偽又は不正を防止するための、県による立入調査については、現行の規定を順守することで十分か。あるいは、さらに充実させる必要があるか。あるいは、検査回数や検査の内容を必要性に応じて見直すべきか。

意見：
理由：

1 - 1 さらに充実させる必要がある場合

案1：立入検査を、県が任意にではなく、定期的実施するのを義務とするか。

【条例の規定の改正に関して】

案2：県以外の主体による検査も可能とするか。【条例の規定の改正に関して】

意見：
理由：

1 - 2 必要性に応じて見直すべき場合

認定リサイクル製品の種類、性状、原材料として使用している再生資源等の種類等によって、必要な検査を規定し、適切かつ必要な限度の検査を行うこととすべきか。

意見：
理由：

- 2 認定生産者だけでなく、認定生産者に再生資源等を販売している事業者への立入調査も、确实に行うべきか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

意見：

理由：

第17条 論点

- 1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、現在認定されている製品以外にも、幅広い分野で認定リサイクル製品の品目を充実させ、消費者のニーズに合うものを提供する必要があるのではないか。とりわけ、土木資材以外の物品や建築資材の開発の促進を図るため、研究開発の支援、研究会等の開催等の取り組みを行うことが必要か。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

意見：

理由：

- 2 研究開発の促進だけでなく、販路開拓、市場性調査など県が、積極的に製品又は商品開発に向けて支援することとするべきか。【条例の規定の改正に関して】、【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

意見：

理由：

第18条 論点

- 1 認定リサイクル製品について、市町や県民の間では認知度が低く、まだまだ普及していないとみられる。そのため、今後は、市町への使用の働きかけ、

農協等民間団体、企業、県民への使用の働きかけ又は積極的なPRを充実させる必要があるのではないか。【条例の執行又は運用についての申入れに関して】

意見：

理由：

第7回検討会(10/14)において、議論したが結論が得られなかった論点

- 1 検討会における議論を踏まえ、建設的な打開案を記入してください。

意見：

理由：